**平成２６年（フ）第１２７６号**
横浜市港北区新吉田東８丁目21番18号　201
債務者　松浦　信二
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１２８５号**
横浜市保土ケ谷区西久保町15番地９　西横浜ダイカンプラザ602号
債務者　永井　雅和
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５６６号**
東京都立川市柴崎町２丁目15番３号都営立川柴崎町二丁目アパート１棟904号
債務者　岡部　舞美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１２４８号**
横浜市磯子区岡村７丁目17番12号
債務者　田中　武則
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３４３号**
栃木県那須郡那珂川町小川2299番地１　緑町ハイツＢ棟207号
債務者　館岡　弘幸
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１２８号**
釧路市桜ケ岡４丁目２番12号
債務者　福本日出子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２６年（フ）第３５３号**
静岡市葵区東鷹匠町３番５号　ポシェット東鷹205号
債務者　赤石　良二
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第５３号**
栃木県下都賀郡壬生町表町24番11号
債務者　松尾　公子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２６年（フ）第３３４号**
静岡県牧之原市静波2885番地４　ウィステリアⅠ202、旧住所静岡県牧之原市道場197番地９
債務者　増田　正晴
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第３６６号**
静岡市葵区唐瀬１丁目４番46―105号
債務者　竹中扶二子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２３６号**
栃木県さくら市氏家3477番地102　ドミールパストラルＢ101、前住所福島県郡山市島２丁目19番３号　ベルホワイエ105号
債務者　大竹　由香
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３２３号**
栃木県日光市大室2062番地32、前住所栃木県日光市豊田271番地１
債務者　青木　智香
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

## 免責許可決定

**平成２６年（フ）第３１５号**
堺市北区黒土町2274番地　はーとらいふ三国ヶ丘東301号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町４丁292番地　北中ハイツ６号
破産者　河野　順子（旧姓仙波）
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第３１６号**
堺市東区北野田549番地９
破産者　榊原　俊一
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第３５８号**
堺市南区原山台１丁５番７―506号
破産者　宮﨑　　茂
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第３５９号**
堺市南区原山台１丁５番７―506号
破産者　宮﨑いづみ
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係